

東京都立拝島高等学校の学校運営に関する規則（学則）

東京都立拝島高等学校

第1章（総則）

第1条（目的）

この規則は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年4月1日都教育委員会規則第8号、平11教委規則60・改称）の規定に基づき、東京都立拝島高等学校（以下本校という）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（任務）

校長及び職員は、この規則及び他の法令等の定めるところに従い、適正にして円滑な学校の管理運営に努めなければならない。

第2章（東京都立拝島高等学校の管理運営）

第1節（修業年限・学年・学期及び休業日）

第1条 修業年限は3年とする。

第2条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学年を次の3期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第3条 休日、休業日は次のとおりとする。ただし、東京都教育委員会の承認により弾力的運用を工夫し、休業日を変更できる。

1 日曜日・土曜日（週休日）、祝祭日（休日）

2 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

3 冬季休業日 12月26日から1月7日まで

4 春季休業日 3月26日から4月5日まで

5 開校記念日 10月16日（休業日）

6 都民の日条例(昭和二十七年九月東京都条例第七十五号)の規定する日

7 その他、東京都教育委員会が定める日

第2節（職員及び経営企画室）

第1条 本校の定員は東京都教育委員会の定めるところとする。

第2条 本校には、校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、主任教諭、主任教諭、実習教諭、司書、養護教諭、実習助手、経営企画室職員、その他の職員をおく。

第3条（管理運営規程）

校長は、適正かつ円滑な学校の管理運営を行うため、東京都教育委員会が別に定める基準により管理運営規程を定める。

第3節（教育課程及び課程修了の認定）

第1条 法にかかげる教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。

そして、教育課程を編成するにあたっては、学習指導要領及び東京都教育委員会が別に定める基準による。

第2条（出席簿）

本校に在学する生徒について、出席簿を作成しなければならない。

第3条 進級及び卒業は、学習指導要領等の示すところに従い、本校の規定に基づいて、学長が認定する。

第4節（入学・転退学・休学・復学及び卒業・授業料）

第1条 入学志望者の選抜は東京都教育委員会の定めるところにより行う。

第2条 生徒の定員に欠員等があるときは、転学・編入学を許可することができる。転学・編入学志願者については、履修・修得単位などを審査の上、相当学年の学力程度の学力検査と面接の上、合否を決定する。

第3条 生徒が転学しようとするときは、その事由を具し、その事由を証する文書を添え、保護者連署の上、校長に願い出て、許可を受けなければならない。

第4条 生徒が休学しようとするときは、その事由を具し、その事由を証する文書を添え、保護者連署の上、校長に願い出て、許可を受けなければならない。また、休学の期間とは2年を超えない。

第5条 生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、その事由を証する文書を添え、保護者連署の上、校長に願い出て、許可を受けなければならない。

第6条 全課程を修了したと認定されたものには、所定の卒業証書を授与する。

第7条（授業料）

授業料は東京都教育委員会の定める額を毎月指定日までに納入しなければならない。

第5節（生徒の取扱い）

第1条 校長は必要と認めたととき、生徒に賞状もしくは賞品を授与し、これを表彰する。

第2条 校長は教育上必要があるとき学校教育法第11条に規定された懲戒を行う。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒は、退学、停学、訓告、訓戒、その他とする。

3 退学、停学または訓告は、校長が行い、訓戒その他の懲戒は、教育上必要な範囲内で校長が定める。

第3条（原学年留め置き）

学校において、生徒の平素の履修及び成績を評価した結果、各学年の課程の修了または卒業を認めることができないと判定したときは、校長は、その生徒を原学年に留め置くことができる。

第6節 その他

第1条 (表簿)

学校において備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則第28条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- 1 学校沿革誌
- 2 卒業証書授与台帳
- 3 旧職員履歴書綴
- 4 職員の人事に関する書類綴
- 5 文書件名簿
- 6 学校要覧

保存年限については、東京都教育委員会が別に定める。

第2条 校長は本学則施行上必要な細則及び校内規定を別に定める。

附則 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

生徒心得

学校生活はお互いが励まし合い、助け合って集団生活をしていくところに意義があります。よりよい集団生活をしていくために、学校生活にも一つの規律が必要です。そのためにつぎのことを目標に生徒心得をつくりました。

- (1) つねに本校生徒として自覚と誇りを忘れず、誠意を持って行動する。
- (2) 他を尊重し、信頼し、また他からも信頼されるような円満な人格の形成につとめる。
- (3) ひとりひとりが誠意を持って規則を守り行動することによって、規律の中に真の自由があることを知る。

1. 登校・下校

- (1) S H R 開始（8時35分）までに登校すること。
- (2) 登校後は放課後まで外出してはならない。止むを得ず外出する場合は願い出て許可を得ること。（願・届の項参照）
- (3) 止むを得ず団体及び個人で早朝登校・居残りなどをする場合は事前に許可を得ること。（早朝登校7時以降・居残り18時まで）（願・届の項参照）
- (4) 自動車・オートバイ等での通学を禁止する。（同乗を含めて禁止である。また制服を着用してのオートバイ乗車は、どこであっても禁止とする）
- (5) 学校に隣接した道路と学校から半径500m以内での駐車を禁止する。
- (6) 自転車で通学する者は願い出て許可を得ること。校内では定められた場所に駐輪し、記名施錠を確

実にしておくこと。（願・届の項参照）

- (7) 雨の日には自転車は利用しない者は届けを提出する事。自転車通学の生徒のうち、届けを提出した者は、雨ガッパを購入する必要はない。
- (8) 最終下校時刻（17時00分）を厳守すること。
- (9) 休日の登校は原則として認めない。H R, 委員会、部などの活動で止むを得ず登校する場合は許可を得ること。（願・届の項参照）
- (10) 授業日、休業日にかかわらず、登下校は本校の制服（制服の項参照）を着用すること。
- (11) 本校生徒として行動する場合や行事の際は必ず制服を着用すること。（ただし、特別な指示のある場合は除く。）
- (12) 休業中（夏休み、冬休み、春休み）の登校については別に定めるところによる。
- (13) 登下校途上、休日休業中を問わず、風紀上、好ましくない施設・場所への出入りをしないこと。
- (14) 遅刻は厳禁、度重なる場合は指導の対象となる。

2. 学校生活

- (1) 先生・職員・来客には、つねに礼の心と会釈を忘れないこと。
- (2) 所持品には必ず記名し、紛失・盗難・拾得などの場合は直ちに届け出ること。（願・届の項参照）
- (3) 必要以上の金品を持参しないこと。ただし止むを得ない場合は必ず身につけておくか学級担任または関係教員に預けること。
- (4) 学習活動に不用な物品は持ち込まないこと。特に携帯電話など学習活動の妨げになるものが持ち込まれた場合は、一時預かる。

- (5) 土足のまま校舎等の施設に入り、または上履のまま校舎外へ出ないこと。
- (6) 公共物・施設・設備・校具等は無断で使用しないこと。使用する場合は事前に届け出て許可を得ること。(願・届の項参照)
- (7) 施設・設備・校具等を破損、紛失、汚損した時は直ちに届け出ること。(状況によっては実費を徴収することがある。)(願・届の項参照)
- (8) 学校外の諸活動にも保護者の許可を受け、担任の指導を受けること。
- (9) 生徒間の金品の徴収・物品の販売・署名活動などは生徒会規則によるものを除き原則として認めない。
- (10) 住所・保護者等の変更や欠席・遅刻・早退等の諸届はそのつどおこなうこと。長期(1週間以上)にわたる欠席については医師の診断書を添えて届け出ること。(願・届の項参照)
- (11) 校舎内外の清潔を保持することにつとめ、清掃は所定の計画通りに行い、終了後担当職員に報告すること。
- (12) 集団生活を円滑に、より楽しくするために挨拶は、つとめて丁寧に行うこと。
- (13) 節度を保ち、互いに尊重し合い、誠意を持って交際すること。
- (14) 健康、安全には、つねに注意し、明朗健全な生活を心がけること。
- (15) 学校の内外を問わず、高校生としての品位を保ち、違法な行為をしない。特に、喫煙(タバコ・

喫煙用具所持及び同席を含む)、飲酒等の行為は厳禁とする。

3. ロッカー使用

- (1) 鍵をかけ責任をもって管理すること。
- (2) ロッカー内は整理・整頓に留意し、非衛生にならぬよう心がけること。
- (3) 教科書等置いて帰らないこと。
- (4) いたずら書き、ステッカー等のはり紙類はしないこと。
- (5) 他人のロッカーには触れないこと。

4. 体育施設

- (1) 校庭・サブグラウンド・テニスコートでは運動靴を利用し、革靴では入らないこと。
- (2) 体育館では規定の「体育館専用運動靴」を使用し、常に館内の清潔に心がけること。
- (3) 柔剣道場には素足で入ること。ただし剣道場においては授業、クラブ活動等必要と認められる場合は規定の「体育館用運動靴」を使用してよい。
- (4) 雨・霜等で校庭が軟弱な場合は中に入らないこと。
- (5) 授業またはクラブ活動等で体育施設を使用している時はその妨げにならぬよう注意すること。
- (6) 授業以外で体育施設を使用する場合は危険防止に十分注意すること。

5. その他

- (1) 宿泊を伴う旅行は保護者の承認を得て所定の手続きに従って事前に担任に届け出ること。(願・届の項参照)
- (2) 自宅学習期間中は自主的に学習活動を行い、旅

行・アルバイトなどをしないこと。

(3) 諸願・届については「諸願・届」の項に示す規定に従うこと。

(4) アルバイトは好ましくないが、止むを得ない場合は職種・場所・時間等について十分検討し、保護者の承認を得て担任にアルバイト届を提出すること。(願・届の項参照)